

【所得判定表】

所得および控除額の種類		夫	妻
I	所得金額の合計 ・所得(課税(非課税)証明書では、合計金額(自治体によって表記が異なります。) ・市民税・県民税特別徴収税額の(決定)通知書では総所得金額		
①	児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
②	雑損控除額		
③	医療費控除額		
④	小規模企業共済等掛金控除額		
⑤	障害者控除額(普通)(該当者 人) (該当者数×270,000円)		
⑥	障害者控除額(特別)(該当者 人) (該当者数×400,000円)		
⑦	寡婦控除額(一般)(該当すれば270,000円)		
⑧	寡婦控除額(特別)(該当すれば350,000円)		
⑨	寡夫控除額(該当すれば270,000円)		
⑩	勤労学生控除額(該当すれば270,000円)		
II	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩		
III	児童手当施行令による所得額(I-II)	(A)	(B)
合計	ご夫婦の合計所得額が730万円未満であれば申請ができます。	夫と妻のIIIを合算する =(A)+(B)	

(単位:円)